

高知市福寿園管理規程（昭和47年庁達第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、高知市福寿園条例（平成16年条例第9号。以下「条例」という。）第4条第1項第1号に規定する養護老人ホーム（以下「養護老人ホーム」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

（運営方針）

第2条 養護老人ホームは、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、養護老人ホームに入所する者（以下「入所者」という。）がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。

3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（入退所）

第3条 市長は、入所予定者の入所に際しては、次に掲げる措置をとらなければならない。

- （1）心身の状況、個性、境遇、経歴、技能その他身上に関する調査
- （2）衣類及び所持品の検査並びに健康診断に基づく予防衛生上必要な措置
- （3）養護老人ホームの目的、方針、日課その他入所中遵守すべき事項の説明

2 市長は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮しなければならない。

3 市長は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる生活環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めなければならない。

4 市長は、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

5 市長は、入所者の退所後も、必要に応じ、当該入所者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助に努めなければならない。

（処遇の方針）

第4条 市長は、入所者について、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その心身の状況等に応じ、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を適切に行わなければならない。

- 2 入所者の処遇は、入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき、漫然かつ画一的なものとしないよう配慮して行わなければならない。
- 3 市長は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 市長は、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 市長は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（入所者の守るべき規律）

第5条 入所者は、共同生活の秩序を保ち、相互の親和に努めるとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）火気の取扱いに注意し、たき火、自由炊事及び所定の場所以外での喫煙をしないこと。
- （2）建物、備品その他器具等を破損し、又は持ち出さないこと。
- （3）けんか、口論、暴行その他の他人の迷惑となる行為をしないこと。
- （4）外出をする場合は、行き先、帰園時間等をあらかじめ所定の外出簿に記入すること。
- （5）養護老人ホームの秩序及び風紀を乱す行為をしないこと。
- （6）その他職員の指示に反した行為をしないこと。

（日課）

第6条 市長は、入所者の日常生活について日課を定め、これを励行させるものとする。

- 2 入所者は、市長の定める日課表に従い、起床、食事及び就寝するものとする。ただし、心身の状況により日課表に従うことができない入所者は、市長に申し出てその指示に従うものとする。

（生活相談等）

第7条 市長は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

- 2 市長は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 3 市長は、要介護認定（介護保険法（平成9年法律第123号。以下この条において「法」という。）第19条第1項に規定する要介護認定をいう。）の申請等、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。
- 4 市長は、入所者が要介護状態等（法第20条に規定する要介護状態等をいう。）となった場合は、その心身の状況、その置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（法第23条に規定する居宅サービス等をいう。）を受けられることができるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 5 市長は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

6 市長は、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

(機能訓練)

第8条 市長は、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行わなければならない。

(娯楽、レクリエーション等)

第9条 市長は、入所者に対し、余暇を楽しむことができるよう、読書、音楽、運動その他娯楽の機会を提供するとともに、適宜レクリエーション行事を行うものとする。

2 市長は、入所者の健康を保持するため、その希望と能力に応じ、養護老人ホームの美化活動に参加する機会を設けなければならない。

(預り金等の管理)

第10条 市長は、入所者及びその家族の意思を確認の上、当該入所者の便宜に供するよう、その預り金の出納等に関する管理を行うものとする。

(物品の貸与等)

第11条 市長は、必要に応じ、入所者に寝具その他の日常生活に必要な物品を貸与し、又は支給する。

2 市長は、前項の規定により貸与し、又は支給した物品の管理について適当な指示をすることができる。

(食事)

第12条 市長は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供する等、適切な栄養管理を行わなければならない。

(医療)

第13条 市長は、定例診療日を定めて入所者の診療を行うとともに、必要に応じて定例診療日以外でも随時必要な診療が受けられるようにしなければならない。

2 市長は、入所者が病気にかかり、又は負傷したときは、医療機関に移送する等必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、入所者が入院したときは、速やかに措置の実施機関に連絡しなければならない。

(健康管理)

第14条 市長は、入所者の健康診断を年に2回以上行い、その結果を記録しておかななければならない。

(衛生管理)

第15条 市長は、入所者の使用する食器、寝具その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 市長は、養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) その他感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等を行うこと。

3 市長は、入所者に対し、月に1回以上理髪を行えるようにするとともに、週に2回以上入浴させ、又は清拭しなければならない。

(苦情への対応)

第16条 市長は、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 市長は、その行った処遇に関し、措置の実施機関から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 市長は、措置の実施機関からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を当該措置の実施機関に報告しなければならない。

5 市長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条 市長は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 市長は、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに措置の実施機関、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。

4 市長は、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその解決のための対応を行わなければならない。

(非常災害対策)

第18条 市長は、災害の防止と入所者の安全を守るため、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 消火器、スプリンクラー、非常通報装置等、非常災害に際して必要な設備を設けること。

(2) 屋内配線、壁等の発火しやすい個所の点検を随時行うこと。

(3) 非常災害その他急迫の事態に対しとるべき措置につき具体的な実施計画を立て、定期的に避難救出等の必要な訓練を実施すること。

2 市長は、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

(実施機関への届出事項)

第19条 市長は、入所者について、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、直ちに措置の実施機関へ届け出なければならない。

- (1) 入所者が死亡したとき、及びその者に遺留金品があったとき。
- (2) 入所者の世帯構成に変動があったとき。
- (3) 入所者の収入又は資産に変動があったとき。
- (4) 入所者の扶養義務者に変動があったとき。
- (5) 入所者が不実の申請その他不正な手段により措置を受けていると認められるとき。
- (6) 入所者が養護老人ホームでは治療することができない病気にかかり、又は負傷したことにより医療機関に入院したとき。
- (7) 入所者が養護老人ホームを利用する必要がなくなったと認められるとき。

(記録等の整備)

第20条 養護老人ホームには、次に掲げる記録等を整備しておかなければならない。

- (1) 運営に関する次の記録等
 - ア 事業日誌
 - イ 沿革に関する記録
 - ウ 職員の勤務状況（出勤簿を含む。）、給与等に関する記録
 - エ 施設運営に必要な記録
 - オ 重要な会議に関する記録
 - カ 月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表
 - キ 関係官署に対する報告書等の文書綴り
 - ク 感染症対策等の各種マニュアル
- (2) 入所者に関する次の記録等
 - ア 入所者名簿
 - イ 入所者台帳（入所者の生活歴、処遇に関する事項その他必要な事項を記載したもの）
 - ウ 処遇計画
 - エ 処遇日誌
 - オ 献立その他食事に関する記録
 - カ 入所者の健康管理に関する記録
 - キ 入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - ク 行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録
 - ケ 入所者の処遇により事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (3) 会計経理に関する次の記録等
 - ア 収支予算及び収支決算に関する書類

- イ 金銭の出納に関する記録
- ウ 債権債務に関する記録
- エ 物品受払に関する記録
- オ 収入支出に関する記録
- カ 資産に関する記録（財産台帳及び備品台帳を含む。）
- キ 預り金に関する記録
- ク 入所者遺留金品処理簿
- ケ 証拠書類綴

(4) その他養護老人ホームの運営管理上必要な記録等
(地域等との連携)

第21条 市長は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

(損害賠償)

第22条 市長は、入所者が故意又は重大な過失により施設又は物品に損傷を与えたときは、これによって生じた損害を、その者の弁償能力に応じて賠償させなければならない。

(指定管理者を指定した場合の取扱い)

第23条 条例第6条第1項の規定に基づき福寿園の管理を指定管理者に行わせる場合における前各条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第20条第1号エ中「施設運営」とあるのは「定款及び施設運営」とする。

(その他)

第24条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。